

たりました。県では、このような経済的な打撃を受けた観光産業への影響をどのように認識し、どういった支援策を考えているのか伺います。

また、障害者施設には障害者自立支援法によって補償制度がありますが、介護施設や保育所にはこのような支援制度はありません。経営が苦しいことには変わりはありませんので、対応すべきと考えます

【答】 本県への観光入込客数は、昨年秋季以降の経済情勢の悪化により、平成20年は対前年を下回るなど、厳しい状況となっています。これに加え、5月16日に神戸市で国内初めての新型インフルエンザの発生が確認されたことにより、修学・教育旅行を中心に県内宿泊の延期等が発生し、観光事業者の経営に影響が生じているものと認識しています。

県としても、この度の事態を深刻に受け止め、観光キャンペーンや修学・教育旅行を誘致するためのPR活動、民間主導の宿泊客誘致イベントに対する助成などを総合的・一体的に緊急に実施し、元気の滋賀を全国にアピールしていきたいと考えています。

また、6市に対する保育所の運営費負担金は、休業した場合でも、国または県からそれぞれ市の市に対して全額を弁済します。さらに介護サービス事業所については、5月27日に国に支援制度の創設を要望しましたが、引き続き、国への働きかけを強めたいと考えています。

考えています。

【問】 知事は、「感染拡大防止に最大の重点を置き、対象地域の決定、県立高校の全県休校は適切であった」との評価をされていますが、今回の対応は、感染拡大防止だけが最優先されたという感が否めず、このことが、社会経済活動の低下を招いたのではないかと考えます。感染防止と社会経済活動とのバランスをどこにおくのかは難しいことですが、今回の対象地域および期間の決定に関しての問題点、今後、検討すべき課題について伺います。

【答】 県としては、県民の健康を守ることを第一に、感染の封じ込めと拡大防止を最優先に、対象の地域、期間を決定したもので、初期の感染拡大の防止ができたと考えています。例えば、旅館等のキャンセルについては、県内初の発生までの間に相当数が出ている事実から、関西一円が汚染されているというイメージによってもたらされたものとみられ、必ずしも県のことした個別の対応が原因で、社会経済活動の低下を招いたものではないと判断しています。

今後は、防疫的な見地から、毒性の程度や感染力の強さを見極めて、第二波に対し適切な対応ができるようにしたいと考えています。

滋賀県文化振興条例

【問】 文化の振興は県の品格と風格を高めることになり、結果として県内の観光や地域の活性化、産業振興につ

ながります。今後の県に及ぼす影響も大きなものがあり、成熟期を迎えた社会の使命として、魂の入った条例となるよう強く願っています。条例案には、財政上の措置について明記されていません。本県の厳しい財政状況は理解していますが、文化振興に必要な財政措置を行うことは、今を生きる私たちの社会的責任です。知事の考えを伺います。

【答】 県財政は大変厳しい状況ですが、限られた財源の中でも、毎年度の予算編成を通じて必要な財政措置を行いたいと考えています。文化の担い手である県民一人ひとりの文化活動を後方、側面から支援することが行政の役割であり、県民と行政との協働のもと、文化を大切にする社会的気運をより一層盛り上げていきます。

【問】 県民創作ミュージカル（しが県民芸術創造館）



県民創作ミュージカル（しが県民芸術創造館）

滋賀県教育振興基本計画

【問】 平成18年に改正された教育基本法では、新たに公共の精神の尊重、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承、宗教に関する一般的な教養の尊重とい

た今の時代に求められる教育理念が定められました。これらの理念を具体化させるため、今議会に「滋賀県教育振興基本計画案」を提出されましたが、本県の計画の特徴について伺います。

【答】 滋賀の地には、古くからの進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた、先人からの「近江の心」が今なお息づいています。「滋賀が目指す人間像」として、この「近江の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を掲げています。

計画の重要な柱として、子どもたちに「滋賀の自然や地域と共生する力を育む」ことを位置づけ、豊かな自然や文化などの地域資源を教育や学習活動に生かすことで、自ら育った地域に愛着を持ち、社会に貢献しようとする心を養うことが滋賀ならではの教育であり、特徴と考えています。

地球温暖化対策

【問】 滋賀県地球温暖化対策推進計画において、温室効果ガス排出量を2010年に1990年比で9%削減、2030年には50%削減を掲げています。この目標を実現させるために県民はこれから覚悟と努力をしなければなりません。低炭素社会に移行する重要性は十分認識しているものの、過渡期たる現在の負担も小さくすることが必要で

す。県が示している目標を実現していく上で、県民や企業に与える影響について示すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

【答】 今年度から検討を進めるロードマップ作成作業では、目標を達成するため、「どのような方策」を、「いつ頃」、「どのような手法・手段」で取り組むのかという工程表を明らかにすることを考えています。実現に向けた制度的な側面だけでなく、必要な費用や役割分担についても県民に示すよう検討します。また、広い視野から影響やコストを提示することが大切であると考えています。

アール・ディエンジニアリング最終処分場問題

【問】 周辺自治会では連絡会を立ち上げ、少しでもこの問題解決に向けて県と向き合い、その距離感や温度差を縮めたいと考えておられます。5月27日には周辺6自治会の集約として「恒久対策で有害物撤去をしてほしい」との要望が出ています。この要望について、どのように対応されるのか伺います。

【答】 周辺自治会の住民の皆さんの有害物除去への思いは理解していますが、まずは、有害物を除去するための具体的な対策について、住民の皆さんがどのような考え方をもちなのか、その詳細について伺いたいと考えています。

科学的、技術的な根拠を有し、効果的で合理的な条件を備えた計画の具体案をまとめたいただき、そのような計画ができるよう、経費的な面も含め支援を検討していきたいと住民の皆さんには提案をさせていただきます。

備えた計画の具体案をまとめたいただき、そのような計画ができるよう、経費的な面も含め支援を検討していきたいと住民の皆さんには提案をさせていただきます。その上で、県案と比較検討していきたいと考えています。

農業政策

【問】 本県では「しがの農業・水産業新戦略プラン」を定め、環境こだわり農業に代表される環境保全への取り組みや、持続可能な農業・農村を目指す取り組み、あるいは、安全・安心を旨とする消費者重視の取り組みが展開されてきました。

このプランは、本県農政の総合的な指針として、平成22年度末を計画目標としており、今まに見直しの時期にありますが、この見直しに関し、どのように取り組んでいこうと考えているのか知事の考えを伺います。

【答】 現行の新戦略プランは平成22年度末を計画目標としている中で、国での「食料・農業・農村基本計画」の見直しの議論も踏まえつつ検討します。具体的には、有識者や農業者の皆さんの意見を幅広くお聞きするとともに、今年中にも、湖国農政懇話会を開催し、本県の特性を十分に踏まえた、さまざまな角度からの議論をお願いしたいと考えています。もとより、策定に際しては、幅広く県民の皆さんの意見をお聞きした上で、平成22年度中には議会に諮りたいと考えています。

職員の期末・勤勉手当の一部凍結

【問】 知事は、5月14日に実施された人事委員会の意見の申出を受けて、国に準じ6月期の期末・勤勉手当の一部凍結を行う条例案を提案されました。このような状況は職員の士気に少なからず影響を与えていないかと懸念します。知事は、意見の申出に対し、どのような考えにより、本条例案を提出されたのか考えを伺います。

【答】 本県では、厳しい財政状況から、給与の独自力ツトを平成15年以来実施していますが、今回の意見が、厳しい民間の状況を反映したものであり、また、財政構造改革プログラムの取り組みによる事業費の大きな削減により、県民生活への影響もある中で県民の皆さんの理解を得るために、人事委員会の意見のとおりとすることが必要であると考えています。



地産地消を進める「おいしがうれしが」

